

様式第2号（第9条関係）

会議録

会議の名称	令和5年度第3回ふじみ野市文化財保護審議会			
開催日時	令和5年10月3日（火） 開会時刻 午後2時00分 閉会時刻 午後4時30分			
開催場所	ふじみ野市役所本庁舎 5階 大会議室			
出席した者の氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	会長	松尾鉄城	委員	三上栄一
	会長職務代理	佐藤啓子	委員	水口由紀子
	委員	久津間文隆	課長	永倉秀雄
	委員	酒井智晴	資料館長	高崎直成
	委員	鈴木 清	副主幹兼係長	鍋島直久
	委員	坪田幹男	主任	橋本祐可子
	委員	原口雅樹		
	委員	比嘉洋子		
会議の議題	<p>1 市指定文化財「元三福学校校舎」部材の現状視察</p> <p>2 審議事項 市指定文化財「元三福学校校舎」について</p> <p>3 その他</p>			
会議の公開又は非公開の別	公開			
会議の非公開の理由				
傍聴人の数	0人			
会議の内容	別紙のとおり			
会議資料	別添のとおり			
事務局	教育部社会教育課			
議事確定	確定年月日	令和5年10月16日		
	記名押印 又は署名	役職名 会長 松尾 鉄城		

発言者	発言の要旨
司会（課長）	<p>定刻となりましたので「ふじみ野市文化財保護審議会」を開催します。</p>
事務局	<p>本日、会議に先立ちまして、市指定文化財「元三福学校校舎」部材の現状の視察を行います。現地視察から戻りましたら、改めて会議を再開させていただきます。</p> <p>1 市指定文化財「元三福学校校舎」部材の現状視察 資料に基づき事務局から説明。必要に応じ鈴木委員にも補足説明を依頼。</p>
司会（課長）	<p>（会議再開） 会議を再開いたします。 なお、本日会議の傍聴者の方はおりません。 それでは、この後の議事進行につきましては、松尾会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>本日は、全員出席です。 「ふじみ野市文化財保護審議会に関する規則」第9条の規定により、委員の出席が過半数ですので、審議会の成立を認めます。 ただ今から、令和5年度第3回ふじみ野市文化財保護審議会を開会いたします。 直ちに会議を開きます。</p> <p>2 審議事項「市指定文化財 元三福学校校舎について」 それでは、審議事項「市指定文化財 元三福学校校舎について」、事務局から説明をお願いします。</p>
課長	<p>資料（会長からの建議等）に基づき説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市指定文化財「元三福学校校舎」の部材については、場所を変えながら保存してきたが、建築基準法や場所の問題等により復元は困難な状況である。 ・部材の状況から、復元ができるのか、このまま保存し続けるのか。 ・資料館の統合についての構想が練られている中で、この部材を活用するという方法も一つにはあるのではないか。 ・皆様に状況をお伝えさせていただき、皆様からの貴重なご

	意見を伺い、今後の方向性を定めていきたい。
会長	只今の説明に対し、何か確認したいことはございますか。
坪田委員	昭和57年に解体の際、審議会にも諮られているとは思いますが、その当時の会議録は残っているのでしょうか。
課長	当時の会議録は残っておりません。元三福学校校舎の市指定文化財台帳には、貴重なものであり、いずれ復元をめざすということが記されています。
三上委員	残っている柱の数についての説明がありましたが、文化財として認められるのは、当時のものが何%残っていればいいといった基準はあるのでしょうか。 当時の柱を使って復元すれば文化財指定になるのか、柱だけでも残っていれば文化財になるのか、よくわかりません。
課長	一定の率があるわけではありませんが、登録有形文化財でも、解体により登録抹消した文化財も多くみられます。建物として現存しているからこそ、有形文化財としての価値があるのではないかと思います。
会長	岐阜市加納町にある国登録有形文化財だった旧加納町役場庁舎について、市が所有者でありながら、修復に何億もかかり、持ちこたえられないため解体し、現在は更地になっているというニュースがありました。自治会では愛着があり、保存を望んでいたにも関わらず、こういう状況になってしまったことに驚きを感じました。 川越市古市場にあった橋本屋の建物も、解体して部材を保存してありますが、文化財指定はしていません。やはり、文化財の活用を考える上でも、建物があつてこそ、有形文化財としての価値があると思います。 部材を文化財指定にしている例はあるのでしょうか。
水口委員	ふつうは解体した時に指定解除を行っています。
会長	元三福学校校舎については、昭和57年に解体した時に、なぜ解除しなかったのか。復元してほしいとの市民等からの意向がこれまでの経緯の中でなければ、市民の財産として維持していくことは難しいのではないかと思います。

	<p>以前、審議会でも収蔵庫の問題から資料の収集基準を決めました。三福学校はその中には含まれていません。</p> <p>元三福学校校舎の文化財指定の継続が必要なのかどうか、一度皆さんと考えていければと思います。建議というかたちで出させていただきました。</p> <p>個人的には、あの部材を活用して、リニューアルする資料館の中に、明治期の学校コーナーとして、部分的に臨場感をもたせる感じで再現し、机などを置いて立体的な体験型の展示にもっていったらどうか。また、上福岡歴史民俗資料館にある三福学校の模型を、中が見られるようにする。修理や作り直しするところがあれば、部材をその材料に使ってもいいのではないかと考えています。</p>
三上委員	<p>皆様も、何かのかたちで残した方がいいと思っているのではないのでしょうか。費用や場所の問題等で復元が難しいのは実情だと思いますが、残せるものなら残していきたいです。</p> <p>大井地域で最初の学校の名前が「旭学校」となってから、「旭」は大井地域の売りだと思っています。新文化施設の名前は星という意味の「ステラ」のため、「旭」のことを忘れられてしまうのではないかと危惧しています。市民が大事に思っているのであれば、忘れないように別の方法で残しておく必要があると思います。</p>
会長	<p>それぞれ個人的な思い出もあろうかと思っています。福岡町時代に役場として建物を使っていた時は、かなり改造はされていたようでしたが、元に戻すことができることも聞いていました。図面が作られていれば、それをもとに模型の製作や映像化などもできると思います。</p> <p>映像や三福学校の部材を使って模型をつくり、そのことを明記してわかるようにする、新しい展示室の中に近代学校のコーナーを設けて模型や、旭学校、三福学校の名前をわかるように工夫しておくなどの課題があると思います。</p> <p>事務局の方で将来的なアイデアや活用の仕方などがあれば教えてください。</p>
資料館長	<p>建物がすでにある中での展示リニューアルなので、計画の中に盛り込めるかが検討課題です。これから決まる設計業者等と打合せしていく中で、検討はできると思いますが、懸念していることは天井の高さがすでに決まっていることで、小屋組みを含めての復元は、高さが足りず無理です。</p>

鈴木委員	<p>柱と梁の部分を使って、当時の様子を一部復元することも考えられますが、これから庁内で検討し、課題があるかどうかも考えながら検討していきたいと思います。</p> <p>先程、解体した時点で指定解除される話がありましたけれども、横浜市都筑区の旧長沢家住宅について、解体部材が中学校の教室に保管され、その部材の調査をさせていただいたことがあります。その時はまだ指定にはなっていませんでしたが、調査報告書をまとめていく段階で、住宅の価値がわかり、復元してから市指定文化財にするという方向に決まったようです。</p> <p>また、富士見市の金子家住宅は、解体前には指定されていて、解体後も指定解除はせず、難波田城公園に移設・再建し、そのまま市指定文化財となっています。解体した時点で指定解除というのは一概には言えないと思います。</p> <p>この元三福学校校舎は、明治15年の建築で、早い段階で作られた学校の建物は、全国でも事例が少なく、個人的にはとても重要だと思います。また、ふじみ野の人たちの教育に対する思いも伝えていく文化財だと思います。</p> <p>市街化した中で建てるのには費用がかかるので難しいとは思いますが、できれば復元の方で、または資料館の中で部材を活かしたかたちで復元できたらいいと思います。</p> <p>柱も残っており、建築年代もはっきりしているので、復元できれば県の指定にしてもいいくらいだと思います。</p>
会長	<p>復元を前提とした解体であればいいのですが、解体後そのまま40年ほど経過したということは、これまで市民の間でも復元を話題にされなかったということになります。</p>
会長職務代理	<p>指定文化財の部材の一部を利用することは可能なのでしょうか。指定を解除しなくてはできないのではないのでしょうか。指定解除をするのかしないのかの論議がいちばん大事なのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>指定されているという現状を変更しないといけないわけです。指定の変更をするということを皆様にご了承いただけるかどうかになります。その上で話を進めることになります。</p>
会長職務代理	<p>復元ということが現実的でない気がします。あまり市民からも要望があがっていない状況で、実現は難しいと思いま</p>

三上委員	<p>す。それでも大事だということで、部材の活用を考えてもいいと思います。その場合でも指定解除の話になってくると思います。</p> <p>市民の熱意があれば復元も可能だと思います。我々が決めてもいいのですが、市民の総意はどうなのでしょう。市民にとって必要なものであるなら、何らかのかたちで残しておく必要はあると思います。</p>
坪田委員	<p>参考資料の年表に昭和50～51年にかけて旧庁舎保存会が発足したことについて書かれています。当時の記録が残っていないということもありますが、当時の経過がよくつかめないというのも問題だと思います。</p>
原口委員	<p>先程、国登録有形文化財の登録抹消の話が出ましたが、登録文化財制度は未指定の建造物を守るための救済措置として出発したものかと思います。三福学校の部材は、すでに指定済の文化財の解体部材ですから、解体したから登録抹消となるという基準とは異なると思います。</p> <p>利用を含めた保存という議論が必要になりますが、復元するには費用がかかり現実的ではないですし、もう答えが出てしまっているようです。ただ、仮にも市指定文化財で、鈴木委員がおっしゃるように復元すれば県指定文化財ほどの価値があるなら、今の保存状況は望ましいものではありません。口では簡単にとっておけばいいと言えますが、保存し続けるには、防虫・防菌の対策が必要になります。</p> <p>また、広く市民に存在をアピールする方法を考える、3Dなどの技術も可能になってきていますので、活用については復元よりも低予算でできるのではないかと思います。</p>
酒井委員	<p>当時は古く貴重な建物ということで、解体していつかは復元するという期待があったと思います。資料館リニューアルにともなって、残った柱や梁を使って教室の一部分復元をするのが、いちばん現実的かと思います。</p>
三上委員	<p>今残っている部材を使って復元した場合、耐震構造についてはどう考えているのでしょうか。屋根の茅は、火を燃した方が保存できると言いますが、どうなのでしょう。</p>
鈴木委員	<p>間取りを見ると壁量が全然足りていないので、ある程度耐</p>

<p>課長</p>	<p>震補強は必要です。平屋は、地震の時に避難しやすく人的被害が起こりにくいということで、それほど厳しくはないと思います。つまり人的被害が出ない程度の耐震補強をすればいいわけで、壁を新しく作って補強する必要はありませんが、土壁の場合には強度が出ないため、部分的に構造用合板という厚いベニヤ板のようなもので補強が必要となります。</p> <p>茅葺屋根の保存については、火を燃した方がいいですね。</p> <p>三福学校を建設当時の姿に復元するとなれば、茅葺屋根になります。防災、延焼防止を考えると、設置する場所の問題が出てきます。だからといって、屋根をトタンなどに替えてしまっただけでは、三福学校の建物の復元ではなくなってしまいます。費用のことよりも、建てる場所の課題がいちばん大きいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>復元するには建ぺい率の問題もありますし、利用者用の駐車場など環境を含めて整備が必要になります。用地取得の問題は建築基準法のこともあり本当に大変なようです。このご時世で、市民ために何を優先させるのかという話になってしまいます。歴史的かつ建築学的な価値、首里城のように県のシンボルとして大切だということが市民に説得できれば、復元しようということになるかと思いますが、今まで寝かした状態にしておいて今更何を言っているのか、審議委員のメンバーとして今まで何をしていたんだと言われても仕方がないと思います。</p> <p>そういうこともありまして、三福学校の良さを別のかたちで伝えていくことが妥当ではないかと考えたわけです。</p>
<p>久津間委員</p>	<p>三福学校の教育的な価値は大事にして、当時の子どもたちの向学心を、今のふじみ野市の子ども達が引き継いでいくようになるといいです。</p> <p>原点になるようなものがまったくなくなるのは寂しいし、今の子ども達もそういうものがあるから現実的に150年前の子ども達の姿が見えてくるのだと思います。話だけではピンとこないところもあります。</p> <p>外観復元でなくても、板の間の教室の再現や体験ができるようなものがあった方がいいのではないのでしょうか。</p> <p>できれば、三福学校のあった三福岡地域にあった方がいいのではないかという思いもあります。</p> <p>解体した時に、文化財の指定解除をしていたら、部材はす</p>

<p>比嘉委員</p>	<p>でに灰になっていたかもしれません。部材だからといって今すぐ指定解除するのではなく、先の見通しをたてて、再利用をすると決めた時点で指定解除するようにした方がいいと思います。</p> <p>価値とか活用方法の前に、私個人の意見としては、三福学校自体がどこにあったのかなどをまず多くの人に知ってもらい、その後に、復元などの具体的な話をしてもいいのではないかと思います。資料館でもいいので、3D映像などで三福学校がどのようなものだったのかを紹介し、それから今の状況に至るまでのことを伝えて、どのようにしたらいいのか市民に投げかけてもいいのではないのでしょうか。</p>
<p>水口委員</p>	<p>今まで指定文化財のままであったので、資料館等で再利用する道筋ができた時点で指定解除をしてもいいのではないかと思います。</p> <p>復元して建てるのには費用がかかります。今は市民の方も部材の存在は知らないと思うので、まずは市民の方に知ってもらい復元の機運が高まれば、クラウドファンディングなどのやり方で費用を集めることができると思います。用地の問題、建築基準法の問題等解決しなければならない問題はたくさんあると思いますが、市民に知ってもらう何か仕掛けをしてもいいと思います。</p>
<p>三上委員</p>	<p>三福学校を基にした分館、公民館、集会所のような施設を作れば、三福学校の名も残るし、市民にも理解してもらえるのではないのでしょうか。また、資料館にも本物の資料を残しておくといいと思います。資料館が統合した後の上福岡歴史民俗資料館の場所に、建てることはできないのでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>私たちが集まって話をすると価値がどうか言えますが、今の状況では、市民に納得してもらう、コンセンサスを得られることは難しいと思います。残す方法を考えるにしても、経済的な問題、用地の問題など現実問題を考えた時に、限界が来ているように感じています。別の方法で活用を考える必要がありますが、それには現状変更や指定解除をしなくてはならないのです。</p> <p>模型を作り、中をのぞけるようにして教室の様子が見える、それを映像で見えるようにし、見えたところに三福学校の部材を使うという方法もあるかと思います。ふじみ野市に</p>

	<p>は、旭学校と三福学校の2つあったということを新しい資料館の中にうまく組み込むかたちで後世に伝える方法を考えることが現実的だと思います。</p> <p>40年このままの状態経過しているのに、今さら市民に復元の話を出しても、理解を得ることは難しいと思いますし、指定解除しないで様子を見るのでは、いつまでたっても進まないと感じています。今の状況を知っている人たちがいる間に、模型や映像などをつくって活用を図った方がいいと思います。資料館リニューアルの設計の中に組み込んで市民へ還元していくことでいけば、学術的な見直し、教育的な面での有効活用、社会教育・学校教育等に供するというように持っていった方がいいと思います。</p> <p>指定解除の場合、有効活用の方法でいくつか提案がありましたが、それを予算化することや、その部分だけ展示を先送りするなど柔軟性を持たせることは可能なのでしょうか。</p> <p>令和8年のリニューアルオープンに向けてのスケジュールは変更できません。それを間に合わせることで、有利に国の補助金を得ることができます。これから展示構想をつくりますので、必ずしもとは言えませんが、その中に盛り込むことはできるかもしれません。そういったところも含めて検討はできると思います。</p> <p>一部の部材を活用するのは可能だと思いますが、復元を前提にして部材を保存しているので、指定解除しないと活用できないということが課題になると言えます。</p>
課長	<p>令和8年のリニューアルオープンに向けてのスケジュールは変更できません。それを間に合わせることで、有利に国の補助金を得ることができます。これから展示構想をつくりますので、必ずしもとは言えませんが、その中に盛り込むことはできるかもしれません。そういったところも含めて検討はできると思います。</p> <p>一部の部材を活用するのは可能だと思いますが、復元を前提にして部材を保存しているので、指定解除しないと活用できないということが課題になると言えます。</p>
会長	<p>今のような方向性で持って行った場合は、予算確保はできるのでしょうか。</p>
課長	<p>実施設計が決まってから、資料館の工事に取り掛かるので、盛り込むことはできると思います。国からの補助金も活用できると思います。</p>
会長	<p>ここで何らかの方向性を決めておかないと、予算化ができないのではないのでしょうか。苦しい所だと思うがいかがでしょうか。</p>
会長職務代理	<p>そのままの有形文化財というかたちで活用できないということであれば、活用の方を優先して考えて、ここで指定解除をした上で活用を図る方が建設的ではないかと思います。</p>

鈴木委員	<p>ここで立ち止まってもいけないと思うので、何らかの結論を出して前に進んでいった方がいいと思います。このまま置いておいても朽ちるだけですから、部分復元にしても、模型にしても、3Dを作るにしても、資料館のリニューアルとあわせて間に合うように進めた方がいいと思います。</p>
会長	<p>まずは、指定解除の方向で進めていき、その後の活用については、資料館のリニューアル問題と絡めながら、後世のために最善の方法を講じていただく。楽しんでいただけるような資料館を、子ども達が昔の学校を体感できるような展示を、基本設計や実施設計の中に組み込んでいただきたいと思います。これができると信じて、指定解除の方向でまとめさせていただくことでよろしいでしょうか。</p>
三上委員	<p>もし余裕ができて、20～30年経過してから復元したいという話が出るかもしれないので、いきなりだめだというのではなく、将来的には復元できる可能性の含みや、少し希望を持たせたらいいのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>図面があれば、新たな部材を使っでの復元は出来ます。 審議会としての夢と希望があるということを経務局の方でもご理解いただき、ふじみ野市の文化振興という意味で、審議会委員の皆様のお力を借りて、事務局の方でも前向きに建設的に取り組んでいただけることを信じています。</p>
坪田委員	<p>ここで、指定解除の結論を出すのでしょうか。早急ではないのでしょうか。</p>
久津間委員	<p>指定解除をここで決めた場合、実際の手続きには、どのくらいかかるのでしょうか。</p>
課長	<p>告示行為という手続きが必要になりますので、タイミングを計って行いますが、年度内には告示したいと思います。 本来のかたちですと、本日は審議をしていただく会議ですが、先ほど会長からお話があった通り、ここで結論を出すということであれば、その中の盛り込み方は当然あります。 残していく方向で考えていこう、ただし今の指定からは変更しなくてはならないということになりますので、諮問と答申の手続きをとりたいと思います。諮問をさせていただき、</p>

<p>原口委員</p>	<p>答申の内容については本日の意見を反映し、会長と調整させていただきたいと思えます。当然解除したから処分するのではなく、活用を考えていきたいと思えます。</p> <p>指定解除の方向で異議はありませんが、現状を理解する程度で、そこまで決めるということまでは考えていなかったもので、この場で決めるのは少し乱暴な気がします。</p> <p>これをもとに諮問にかけて、それに対する答申として内容は残しておかないといけないと思えます。後の人に対する証拠として、手続きは必要ですし、公文書として残しておくべきだと思えます。</p>
<p>坪田委員</p>	<p>ここで、結論を出すとは思わなかったもので、望む形とは違いますが、踏むべきものは踏んでいくべきだと思えます。</p>
<p>課長</p>	<p>時期を見て会議を開催し、そこで諮問書をお渡しします。答申案については、本日出た意見をもとに会長に一任していただき、内容を皆様に確認していただくよう進めさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>その他報告がありましたら、事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>3 その他 時間も過ぎていきますので、次回の会議で報告いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、他にないようであれば、以上で議事を終了いたします。</p> <p>閉会につきましては、佐藤委員にお願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>それでは只今をもちまして、令和5年度第3回文化財保護審議会会議を終了いたします。皆さまのご協力ありがとうございました。</p>